



審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

○会長挨拶

○審議

会長 それでは早速次第に沿って審議を進めていきます。まずは事務局より資料の説明をお願いします。

事務局 <資料>藤井寺市人権行政基本方針・推進計画(案)②に基づき説明

会長 只今報告を受けましたが、何かご質問やご意見はございますか。

委員 SDGs の項目で、18ページ1行目の「人権尊重を実現し、」とあるのは、「人権を実現し、」であり、「誰一人取り残さない」というキーワードが非常に重要なため、明記することが必要です。

あと、「貧困」が特に強調されていますが、ユニセフのサイトのものが解りやすかったので紹介します。SDGsの中核概念である5つのP(人、地球、豊かさ、平和、パートナーシップ)が、相互に繋がっている考え方であるので参考としてください。

また、4ページにある条例の制定、策定、施行や、11ページ以降における条約の批准、締結等の用語は統一した方が良く、9ページの「(2)人権に関する課題について」の表記は、「(2)人権施策に関する課題について」とし、「②人権啓発に関する課題」中の「人権を文化として」を「人権文化、または人権の文化」とする方が良いかもしれません。

委員 目次にある「1-(4)基本方針・推進計画の改定～」とありますが、策定ではないのですか。

事務局 現行の基本方針&プランに基づき、人権行政を行っている現状を踏まえれば、改定とする方が適切であると考えております。

委員 4ページにある「(3)基本方針&プラン改定」とあるのは良いのですが、改定したうえで策定とするというのが私の考えです。

事務局 基本方針・推進計画という表現も含めて検討いたします。

委員 目次における体系で、「3 藤井寺市人権行政推進計画」はかなり項目が多く、また、途中で課題から問題という表現に変化することから、前段で説明文を記載する方が良いかもしれません。なお、教育分野では、課題とは解決すべきことが要約

されたものであり、問題とは実際の事象となります。

委員 この計画文書は、一義的には行政の方々が読むのですが、11ページ以降の人権問題に関する項目において、市民が読んだときに親近感がわくような市の実情に関する記載がないのですが。

事務局 市の実態を意図して記載していないのではなく、市において起こり得る（又は起こっている）事象として記載しております。

委員 11ページ以降の「～の人権問題」とあるのは、必要がなければ「問題」を省いても良いかもしれません。

委員 人権に関する課題①～⑦に対して、⑦に対する課題を解消するための施策について、記載がありませんが。

事務局 ⑦の様々な課題については、①～⑥の施策により解消を目指すというのが市の考えでしたが、今後、記載については検討いたします。

委員 課題に対する施策については、ボリュームダウンとは逆行しますが、より具体的に記載した方が良いと思います。特に人権教育に関する施策については、より具体的な取り組みを記載した方が、読者からすればイメージしやすいです。

委員 今後、具体的な取り組みについては、実施計画の策定を含めて、人権行政推進本部において決定していくのですね。

事務局 まず、改定予定である本計画において人権施策の方向性を示し、実施計画策定の検討を含めて、具体的な取り組みを企画、立案してまいります。

委員 前回の改定案から、施策の方向性がかなりボリュームダウンし、市民が一番関心を持つ施策についてイメージができないため、様々な問題に対する施策に関しては、より丁寧に記載する必要があると思います。例えば、様々な人権問題に対する具体的な取り組みについて、前回案から引用して記載する方策もあります。

委員 人権行政は人権啓発が基盤となりますが、福祉施策や教育施策を含め、様々な人権擁護に関する行政施策が含まれるので、計画に記載できない難しさはあると思います。全ては網羅できませんから、具体的な施策例として記載されてはどうでしょうか。

事務局 様々な問題に対する具体的な取り組みの記載について検討いたします。

委員 文書全般にわたることですが、必要がなければ元号の記載は省き、西暦のみの記載

の方が読みやすいです。

事務局 併記が不要なものは、削除いたします。

委員 在日コリアンの特権という誤認識について、危機意識を持っておりますが、それを踏まえて、13ページの「外国人の人権問題」に関する例示文を提案します。「藤井寺市に居住する外国人は722人であり、日本全体では人口の2%を超える273万人となりました（2018年12月末）。かつては、在日外国人の中で歴史的経緯のある在日韓国・朝鮮人が多数を占めていましたが、今では外国人の出身や背景も多様化しています。それに伴い、外国人の人権に関する問題も多様化しています。」となります。

また後段において、ヘイトスピーチの問題に関しては、在日コリアンを対象とするだけに限らず起こる事象であることから、「特定の人種や民族等に対する～」とし、外国人の受け入れは、外国人労働者に限らないことから、「～受け入れが一層拡充されている状況等～」としてはいかがですか。

委員 「高齢者の人権問題」の項目においても、藤井寺市の高齢者人口を記載することにより、読者が実感を持てるのではないのでしょうか。

委員 少子高齢化という記載ではなく、既に超高齢社会となっているという記載で良いと思います。

委員 「障害者の人権問題」の項目において、「合理的配慮」の記載がありませんが、「不当な差別的な取り扱いの禁止」とともに、障害者差別解消法に定められた大切なキーワードなので、公的機関の責務等を含めて明記が必要です。

会長 「同和問題（部落差別問題）」と併記があることについて、同和事業は既に終了していますが、今なお、行政において同和問題という用語を使用しなければいけない事情があるのでしょうか。

また、「SDGsの推進」となれば、課題ではなく施策となるのでしょうか。

あと、8ページにおける推進計画の位置づけ図において、法等の施行日の記載は必要ないのでしょうか。

事務局 ご提案を踏まえて、記載を「部落差別問題」に統一し、SDGsの項目及び位置づけ図について整理いたします。

副会長 法等について詳しく調べたい方のために、ホームページアドレスの記載などを検討

するのも良いと思います。

委員 21ページの「(2) 進行管理の項目」において、「審議会の開催を通じて」とあるのですが、今後も継続して開催していくということですか。

事務局 本審議会は予算執行が関係するため、開催の明言はできませんが、来年度以降も継続して開催していく考えです。

会長 本基本方針・計画が求める人権行政推進本部の役割等について、明記する必要はありませんか。

事務局 同本部は要綱に規定する組織ですが、21ページにありますように、人権行政推進本部の役割について、本計画を踏まえた施策の進行管理を図ることを明記しております。今後、同本部から全職員に対して、様々な人権啓発を行ってまいります。まず、副市長から指摘があったとおり、現在行われている本計画の改定作業について、市職員間において認識がないことから、来年度において本改定案に対する意見を全職員から募ろうと考えております。

副会長 様々な課題や問題に対して、どのように解消していくのかが、分かりにくいということが本計画全体の印象です。

委員 前回案からかなり削除された「施策の方向性」に関する部分は、身近なものとして考えることができるように、例えば人権教育の施策の項目において、学習手法の研究や教材の充実について明記する等、もう少し詳細に丁寧に記載すれば、より良くなると思います。

事務局 課題に関する記載とのバランスも含めて、施策の方向性の記載について検討いたします。

副会長 課題⑦を1項目として、独立させて記載すると分かりやすくなりませんか。ただし、記載箇所の検討が必要となりますが。

委員 課題⑦以降は、「～問題」とあるため、(3)として記載する案もあります。

事務局 課題⑦以降は、①～⑥の課題と施策の記載の後段箇所に、(4)として記載する案はいかがでしょうか。

委員 (4)として記載するのであれば、課題ではなく「様々な人権問題と主な取り組み」と記載する方が良いと思います。

委員 その主な取り組みとして、具体的な施策の方向性を例示していくことになりますね。

委員 大きな課題に対する施策の方向性は、課題に対比する形で記載されていますが、(4)で様々な問題に対する具体的な取り組みの例示を追記すれば、より実感がもてる様になると思います。

事務局 ご提案を踏まえて検討いたします。

委員 本基本方針の理念を実現するために、推進計画を策定することが目的だと思いますが、方針と計画の関係性をはじめ、様々な説明を文書だけで行うだけでは伝わりにくいかと思います。効率的に説明するためには、その関係性やフローを図示するのも一策ですので参考にしてください。

委員 スローガンのものは明記されないのですか。

事務局 本方針が掲げる理念、スローガンのものは、今後、図示したいと考えております。

会長 他にご意見がないようでしたら、次第3.その他に進んでまいります。事務局より説明をお願いします。

事務局 次第3.その他としましては、大阪府人権関係3条例の説明がございます。

資料2にあるように、この3条例の理念に基づき、本市も様々な施策を行ってまいります。まず、性の多様性理解増進条例に基づく取り組みとして、大阪府パートナーシップ宣誓証明制度が令和2年1月に開始されましたが、同証明を受けられた方々に対して、市として様々な対応を行う必要性について、市全体へ周知し、情報共有をいたしました。

さらに、人権尊重の社会づくり条例が改正され、ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されました。今後、ヘイトスピーチは決して許されないというメッセージを、市として発信していくとともに、具体的な取り組みを研究してまいりたいと考えております。

最後に、来年度以降になりますが、本審議会委員の方々を対象とした人権研修の開催を検討しております。今後、具体的なご案内は行ってまいります。

会長 特にご意見等がないようでしたら、本日の審議会は終了とします。

事務局 委員の皆様方から様々なご意見をいただき、本日はありがとうございました。

以 上